

# 土砂災害

## こんな変化に注意

近年、局所的に降る大雨により、全国的に土砂災害が多発しています。局所的に降る大雨は事前の予測が難しく、一瞬にして被害が発生してしまいます。土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、前兆現象などに十分注意し、早めに避難してください。

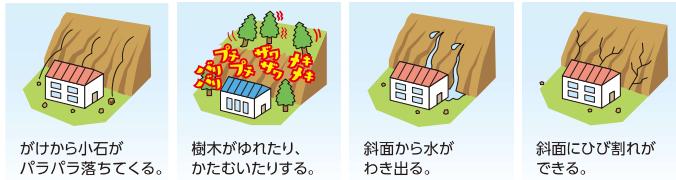
## がけ崩れ



急な斜面が崩れる

地中にしみ込んだ雨水で柔らかくなった土砂が斜面から突然崩れ落ちる現象。  
一瞬のうちに崩れ落ちるので、逃げ遅れなどで被害が大きくなります。

### がけ崩れの前ぶれ



## 土石流



山から崩れた土や石が水といっしょになって、ものすごい勢いで流れ下ってくる

谷や斜面に溜まった土・石・砂などが、大雨による水とともに一気に流れ出す現象。  
スピードが速く、破壊力も大きいため、広範囲に大きな被害が出ます。

### 土石流の前ぶれ



## 地すべり



やや傾斜のゆるい斜面が、広い範囲にわたってかたまりのまま動く

比較的緩やかな斜面で地中の粘土層がゆっくりと動き出す現象。  
一度に広範囲で発生するので、住宅や道路などに大きな被害が出ます。

### 地すべりの前ぶれ



## 警戒区域の種類

基礎調査を実施して、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

### 土砂災害警戒区域

(通称：イエローゾーン)

#### 急傾斜地の崩壊

- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

#### 地すべり

- 地すべり区域（地すべりしている区域または地すべりするおそれのある区域）
- 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

#### 土石流

- 土石流の発生のおそれのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

### 土砂災害特別警戒区域

(通称：レッドゾーン)

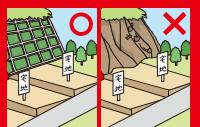
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により、通常の建築物が崩壊し住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。

※ただし、地すべりに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過したときにおいて作用するものとされています。また、地すべりに係る特別警戒区域は地すべり区域の下端から60mの範囲内で指定することとされています。

土砂災害警戒区域のうち、建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特定の開発行為に対する許可制  
住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に添ったものに限って許可されます。

【大阪府】



#### 建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【大阪府】



#### 建築物の移転勧告

土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【大阪府】



#### 土砂災害のおそれがある区域

警戒避難体制の整備  
土砂災害から生命及び身体を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図ります。

【柏原市】

## 避難のポイント

- 1 土砂災害警戒区域から、できるだけ早く外に出る
- 2 周囲の状況を確認し、できるだけ浸水していない場所を歩く
- 3 土石流は、土砂の流れる方向に対してできるだけ直角に避難する
- 4 屋外への避難が困難な場合は、建物の斜面とは反対側の2階以上の部屋へ移動する
- 5 深夜など、外が暗くて避難することが危険な場合は、無理な避難しない

## 土砂災害に関する避難情報の発令基準

市では、土砂災害発生の危険性が高まりますと大阪府が指定する土砂災害警戒区域、特別警戒区域を含む下記の地域を対象に避難情報を発令いたします。土砂災害警戒区域等内にお住まいの方や区域外でも急斜面等に隣接する場所にお住まいの方は発令される避難情報に注意し、適切な避難行動をとってください。

地区	対象地域
堅下地区	法善寺4丁目、平野1・2丁目、山ノ井町、大塚3・4丁目、太平寺2丁目、安堂町、高井田
堅上地区	雁多尾畠、青谷、本堂、峠
国分地区	国分本町4・7丁目、国分市場1・2丁目、国分東条町、田辺2丁目、旭ヶ丘4丁目、玉手町、円明町